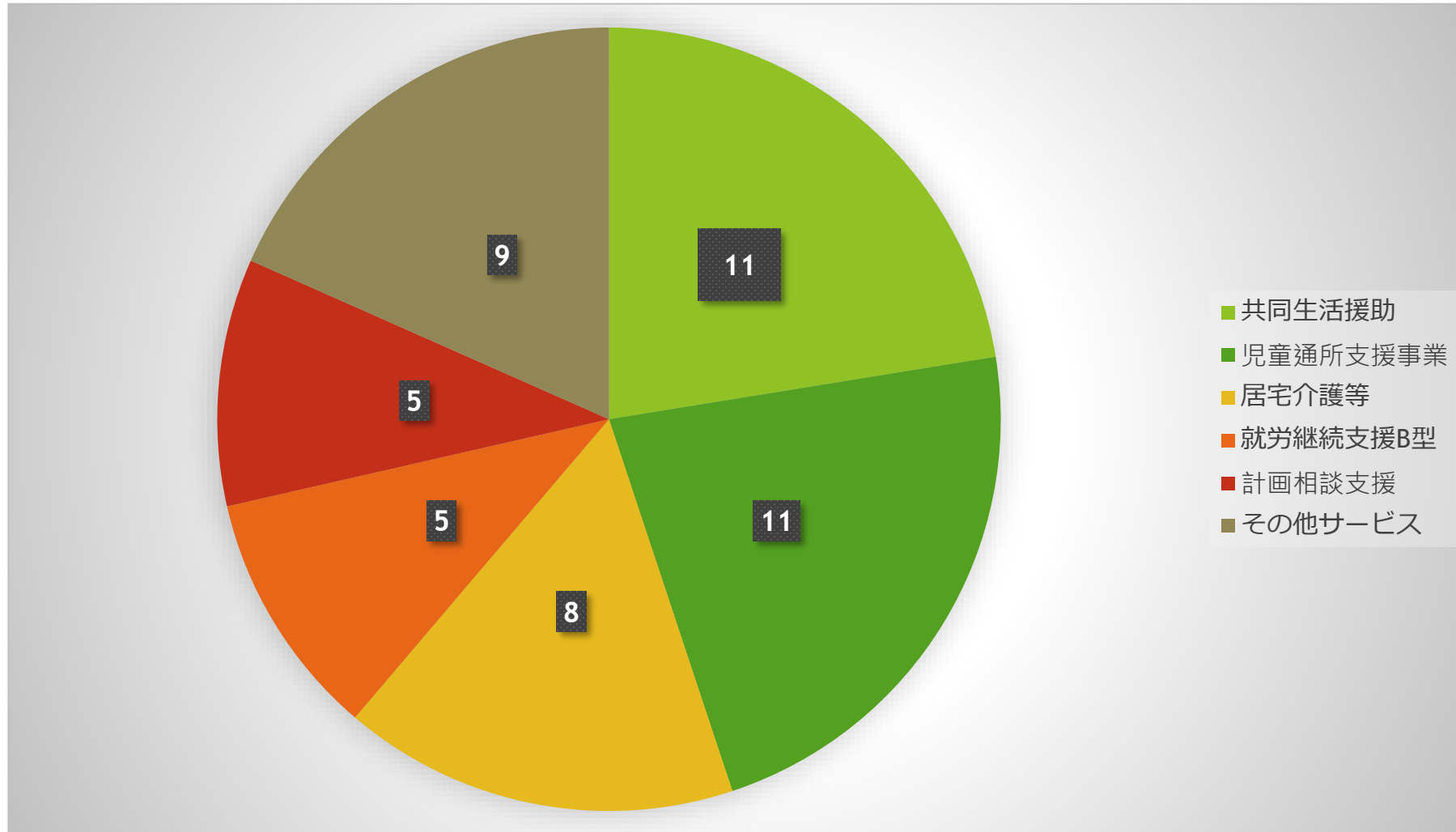


令和4年度障害福祉サービス等に関する事業所説明会

令和4年度実地指導の報告

障害者施策課指導担当

令和4年度実地指導事業所別件数(令和5年2月現在)



杉並区実地指導における主な指摘事例

- ① 給付費の額に係る通知を発行すること
- ② 虐待防止のための必要な措置を講じること
- ③ 避難訓練を実施すること
- ④ 個別支援計画が作成されていなかったため是正すること

実地指導での指摘事例①

給付費の額について通知していない

給付費は、ある月のサービス提供分を翌月10日までに国保連に請求すると、翌々月15日に支給されます。

基準上、事業者は、法定代理受領の通知をこの支給日以降に行うこととなります。

- 給付費の代理受領をした後に利用者に通知を送付していなかったり、写しを事業所で保管していない。通知日が支給日より前になっているといった事例があり指導を行いました。代理受領後の、未通知、未保管、誤記載のないようお願いいたします。

東京都福祉保健局HP内の「東京都障害者サービス情報」の書式ライブラリーに「法定代理受領通知」の様式を掲載しておりますので、ご確認ください。

実地指導での指摘事例②

利用者の人権擁護虐待防止等のための必要な措置が講じられていない。

虐待の発生または再発を防止するため委員会(虐待防止委員会)の定期的な開催、研修の実施、虐待防止責任者の選任等の措置を講じる必要があります。

- ▶ 委員会の未設置、設置はしているが機能していない。研修の未実施、研修実施後に職員が報告する機会を設けていない。虐待防止責任者の未選任といった事例があり指導を行いました。虐待防止のための組織を整え、機能するよう運営をお願いします。
- ▶ 令和4年度から義務化されています。虐待防止の措置を講じるようお願いします。

実地指導での指摘事例③

避難訓練を実施すること。

事業者は非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行う必要があります。

- ▶ 定期的（最低年1回）に避難訓練を実施していない、そもそも訓練を実施していないという事例があり指導を行いました。緊急時の連絡網や緊急時対応マニュアルが確立している事業所が多かったですが、有事の際に対応ができない事業所もあります。緊急時を想定した運営をお願いします。

実地指導での指摘事例④

個別支援計画の未作成・内容不備

指定障害福祉サービス事業者は利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、当該計画に基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供する必要があります。

- 計画の未作成、計画の説明・同意・交付の記録なし、計画の作成者がサビ管になっていない、加算の計画への位置付け漏れ等の事例があり指導を行いました。

計画を作成せずにサービスを提供した場合(利用が開始された場合)、該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで個別支援計画未作成減算を算定することになります。

➤ 減算割合

- 減算適用1月日から2月日→所定単位数の70%を算定
- 減算適用3月日以降 →所定単位数の50%を算定
- 加算の要件として、計画への位置付けが必要な支援内容については個別支援計画に記載する必要があります。
- 計画の未作成や計画への加算等の位置付け漏れがないよう作成してください。利用者への説明、同意、交付のうえサービスの提供をお願いします。